

## ゴールデンウィークは、いかが過ごされましたか？

### 今月のメニュー

1. HBC21 総会
2. GW の過ごし方
3. 実践塾日程
4. 事業内容
5. 税務情報



皆さんこんにちは。パン屋税理士の河原です。ゴールデンウィークは、いかが過ごされましたでしょうか？9連休の企業もある一方で、元気に営業されたお店もありますよね。私もお墓参りに行ったり、事務所で事務仕事をしたり、美味しいものを食べに行ったり、パン屋巡りをしたりの充実の連休でした。特に滋賀県瀬田で食べた鰻重は最高でした。



サマーシュ西川シェフとフリアンド谷口シェフ

そんなGW明けの5/16にはハートベーカリー21クラブ(HBC21)の総会が開催され、私も幹事としてお手伝いさせていただきました。総会前の講演は、近々お店をリニューアルされる予定の神戸北野サマーシュ西川シェフにアメリカ視察レポート及びこれからのベーカリーの役割についてお話し

いただきました。新しいお店が楽しみです。総会では、私が進行役としてHBC21昨年度の活動報告・会計報告をさせて頂き、幹事を代表してフリアンド谷口会長に今後の抱負を語っていただきました。総会終了後は、正会員(パン屋)と協賛会員(業者)の近況報告・情報交換しながらリーガロイヤルホテルの料理を楽しみました。最後は幹事会も開催し早速7月の講習会も決まりました。詳しくは改めて案内させていただきますね。(河原 治)



HBC21 幹事の挨拶。

懇親会風景～料理はリーガロイヤルホテル。

幹事会にて7月講習会の打ち合わせ。

ゴールデンウィークは長野県に行って参りました。大阪から走ること3時間…ずっと行きたかったパン屋さん「ローカリズム」に到着。お店を見させていただいていると、工夫された看板やポップ満載。オープンを待ちきれず買いに来られる方もいました。シェフ・



奥様共にお話もさせていただけました。おいそがしいところ、ありがとうございました。(喜多 泰友)

4月から社員として働き始めた私ですが、ゴールデンウィークには今までの感謝の気持ちを込めて、両親を食事に誘いました。行先は、私の入学祝いや卒業祝いなど節目の度に連れて行ってもらっていた中華料理屋さん。料理が美味しかったことはもちろん、感謝の気持ちがきちんと伝わったようで、両親がとても喜んでくれて、私も嬉しい気持ちでいっぱいでした。来年もまたレベルアップした私を家族に見てもらえるよう、日々精進したいと思います。(國吉 桂)



GWは、ケーブルカーとロープウェイを乗り継いで、摩耶山へ登ってきました。そしてカエル推しの天上寺へ。山頂からの絶景と、お寺の清涼な空気に癒される一日を過ごせました。(福重 有紀子)

これまでのGWは海に行き、山に行き、時には海外まで出かけることもあったのですが、今年はほぼ全ての時間を引越に費やすこととなりました。これまで実家暮らしで、家電の一つも持っていなかったのに、全てを一から買い揃えるのは至難の業でしたが、新天地で生活を始めることで、今まで知らなかったパン屋さんを見つけることができ、これまで行くことができなかったパン屋さんを訪ねることができ、とても充実したGWを過ごすことができました。(神村 嘉拓)

# ワクワクパン屋実践塾開講！

～好評につき、第2クラスが開講です！～

税理士としてお店の会計や税務のサポートを続けていく中、パン屋さんやケーキ屋さん等から「どうすれば売上が上がる？」「どうすればお客さんに来てもらえる？」のような質問を多数受けました。これらの悩みに少しでもお役に立ちたい！という思いから、昨年8月にパン屋実践塾を開講し、お客様に選ばれるためにはどうすべきか、小規模のお店はこの先どう立ち回っていくべきか、自身の店の強みは・・・など、一つ一つの内容について受講生同士切磋琢磨しながら、勉強→宿題→実践→発表の流れを繰り返して頂きました。その過程でお店の従業員の方や、来店して下さるお客様に変化を感じて頂いた方もいらっしゃいました。最終講ではそれまでの講義の内容を踏まえて、それぞれが独自の手法で成長・発展につながる道筋を作成して頂き、華々しく修了式を迎えることができました。そんな「ワクワクパン屋実践塾」の第2クラスが8月1日に

開催する運びとなりました！講義の内容はブログFBを通じて発信させていただきますのでご覧下さい！



ワクワクパン屋実践塾 14:00～17:30 各講15,000円(税抜)			
第1講	ランチスター概論と「経営の目的」	2018年	8月1日(水)
第2講	お客さまへの動機付けと信者化	2018年	9月5日(水)
第3講	集客エンジンと商品の編集	2018年	10月3日(水)
第4講	販売を演出する	2018年	11月7日(水)
第5講	店舗空間を演出する	2018年	12月5日(水)
第6講	顧客の絞り込みとミッション	2019年	1月16日(水)
第7講	まとめ～修了式	2019年	2月6日(水)
第8講	3か月後の実践発表	2019年	

**事業内容** ホームページは <http://www.bakery-no1.com>

1. 身近なパートナーとしての税務顧問
2. 「現金管理」や「目標管理」を中心としたショップ経営のサポート
3. 「儲かるお店をつくる5ステップ」など繁盛店セミナー・講演・勉強会
4. 会計業務全般請負(業務改善～入力代行)

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル2F

TEL:06-6131-5600 FAX:06-6131-5670 e-mail:info@bakery-no1.com



## 税務情報 【①IT導入補助金 ②特例事業承継税制】のお知らせ

詳しく知りたいことがございましたら、お気軽にお問合せくださいませ。(喜多 泰友)

### IT導入補助金



### 補助対象となる経費

当事業の承認を受けたITツールのソフトウェア、サービス導入費

- ①初期導入費用(ソフトウェア、導入コンサルティング料等)
- ②1年分のクラウドサービス等の利用料

※ パソコンの購入代金など、ハードウェアにかかる費用は対象外です。

※ 交付決定前に導入したソフトウェア等の費用は補助の対象外です。

補助率	1/2	
補助額	上限	50万円
	下限	15万円

実質30万円以上の案件で利用可能!

### ◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

## 特例 平成30年4月新設 事業承継税制

#### 現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。

#### 改正後

- 対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。